

見 本

安全保障輸出管理に関する 法令及び実務の基本知識

【改定 7 版】

(2018 年度)

2018/4/1

日本技術士会 登録グループ

CP&RM センター

(Compliance and Risk Management Center)

目 次

1. 安全保障輸出管理の基本知識	3
1.1 外国為替及び外国貿易法（外為法）	
1.2 国際的な枠組み NSG, MTCR, AG, WA	
1.3 防衛装備移転3原則	
1.4 貨物の輸出	
1.5 役務取引（技術の提供）（仲介貿易）	
2. 許可が必要でない特例（許可例外）	29
2.1 許可なく輸出できる少額貨物について	
2.2 無償告示	
2.3 許可を要しない役務取引	
2.4 部分品特例	
3. キャッチオール規制関連	39
3.1 キャッチオール規制とは	
3.2 客観要件とインフォーム要件	
3.3 大量破壊兵器及び通常兵器の懸念貨物例	
3.4 許可申請と提出書類通達について	
4. 包括許可関連	54
4.1 包括許可の種類	
4.2 各種包括許可の要件と許可条件	
4.3 包括許可申請書の例	
5. アメリカの再輸出規制	71
5.1 USA EAR 一般禁止事項	
5.2 規制品目リスト	
5.3 許可例外	
5.4 アメリカ原産品の組込み比率 de minimus ルール	
5.5 エンドユース、エンドユーザ規制	
6. 輸出者が遵守しなければならない事項、申請書	89
6.1 輸出者等遵守基準	
6.2 輸出管理内部規定	
6.3 輸出管理に関する指導・助言、勧告、命令	
7. 外為法違反に対する制裁、罰則	95
あとながき	104

1. 安全保障輸出管理の基本知識

日本は明治以来原材料を輸入し、加工製品を輸出する貿易立国でもって国を富ませてきた。太平洋戦争後も加工貿易で付加価値を高める貿易立国の基本は変わらず、高度工業化を成し遂げ、先進自由主義国の仲間入りをして、高度に文化的でかつ健康で安全な生活環境を維持することに努めてきた。さらに、近年は加工貿易型産業から、資本・技術を輸出する市場立地型の産業構造へと変わりつつある。現在、日本の**貿易は原則自由**に行われるが、**国際社会の平和と安全を損なう恐れがある貨物・技術の輸出**には、**最小限の制限**が法的に課せられている。これが「安全保障輸出管理」である。

第2次世界大戦後、米欧を中心とする自由主義諸国とソ連邦を中心とする共産主義諸国が対立する「東西冷戦体制」が続いた。西側諸国は、高度な科学技術が東側へ流出するのを防ぐために**ココム規制**を実施した。しかし、大戦後もパレスチナ紛争、インド・パキスタン紛争、アフガニスタン内戦、イラン・イラク戦争、アメリカ同時多発テロ、イスラム国紛争、シリア内戦などの**地域紛争・テロ事件**が相次いで勃発した。

東西冷戦は1990年代初頭に終わりを告げたが、大戦後は国連を中心に「大量破壊兵器」及び「通常兵器」の開発・製造、取引などを規制するためのいくつかの「**国際的な条約**」(NPT、CWC、BWCなど)及び「**国際レジーム**」(NSG、MTCR、AG、WAなど)が出来て、多くの国で批准・合意され、規制に取り組んでいる。我国の安全保障輸出管理の基本もこれらの条約とレジームに基づいて行われている。

1.1 外国為替及び外国貿易法（外為法）

我国の輸出管理の基本法は、「外国為替及び外国貿易法」（「外為法」[ガイタメホウ]と略す）である。その第1条（目的）には、

第1条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し**必要最小限の管理又は調整**を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに**我が国又は国際社会の平和及び安全の維持**を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

とある。「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」がこの法律の目的であることが謳われている。その**第25条**に役務取引（技術の提供）、**第48条**に輸出の許可（貨物の輸出）に関する規定が示されている。

外為法の下に**政令**があり、貨物に関しては「輸出貿易管理令」（「**輸出令**」と略す）、技術に関しては「外国為替令」（「**外為令**」と略す）により規則が定められている。実際にどのような貨物および技術が規制の対象になっているかは、それぞれ**輸出令別表第1**と**外為令別表**に定められている。

「輸出令」及び「外為令」の中身をさらに詳細に定めたものが**省令・告示**である。輸出令及び外為令の別表の**貨物及び技術の詳しい仕様**は「**貨物等省令**」（正式の名称は「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表規定に基づき貨物又は技術を定める省令」という）に定められている。その下に運用手続きなどを定める「**運用通達**」及び「**役務通達**」がある。この法令の階層をよく覚えておくことが必要である。

表 1-1. 我が国の安全保障輸出法令の仕組み

法律	外 為 法	
	(貨物)	(技術)
政 令	輸 出 令	外 為 令
省令・告示	【 貨 物 等 省 令 】	
	輸出貿易管理規則 核兵器等開発等省令 通常兵器開発等省令	貿易外省令 核兵器等開発等告示 通常兵器開発等告示 仲介貿易おそれ省令 技術仲介おそれ告示
	運 用 通 達	役 務 通 達
通 達	(補完規制通達、提出書類通達など)	

1.2 国際的な枠組み NSG, MTCR, AG, WA

外為法は「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」を確保することに本来の目的があるため、日本における輸出管理の体系は、基本的には国際的な枠組みに依存している。

第二次世界大戦後の東西冷戦時代にはココム（対共産圏輸出統制委員会）による輸出規制があり、共産圏諸国に対する西側諸国からのハイテク製品の輸出を規制するため実施されていた。その後1989年以降進んだソ連邦の解体・東欧の民主化に伴う冷戦の終結により、1994年ココムはその使命を終えた。

このような世界情勢を踏まえ、平成6年の**通商産業大臣通達**において、

「東西冷戦構造の終焉により、本年3月をもってココムは廃止されましたが、地域的な紛争の発生防止の観点から**通常兵器の過度の蓄積を防止**すべく、通常兵器及び関連汎用品を扱う新たな輸出規制が構築されつつあります。また、従来にも増して、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルの拡散防止の必要性も高まっております。」

と宣言されており、「**不拡散型**」の**輸出管理方針**への移行が明確にされている。

ここで「**通常兵器**」にあたる武器とは、**輸出令**の別表第1で1の項に掲げる貨物で示されており、銃砲、砲弾、火薬、軍用車両、軍用船舶、軍用航空機などの武器である（大量破壊兵器を除く）。化学兵器（化学製剤）、生物兵器（細菌製剤）、爆発物（ロケット弾、核弾頭）も1項貨物に入る。これに対して同別表の2の項から4の項に掲げる貨物群があり、**2の項は原子力、3の項は化学兵器、3の2項は生物兵器、4の項はミサイル関連**が示されている。これらを「**大量破壊兵器**」と呼ぶ。「**関連**」と記したのは、これら大量破壊兵器を**製造するための設備・装置を多く規制している**からである。これらの大量破壊兵器と通常兵器を中心とした貨物についての不拡散型輸出管理を実施するために、国際的な輸出管理のための**レジーム（Regime：管理体制であって条約ではない）**として、現在では、**NSG、MTCR、AG、WA**の4つがある。以下、これらのレジームについて説明する。

1.2.1 核兵器の国際的な輸出規制のために、1963年、**核拡散防止条約（NPT）**が国連で採択されているが、1974年のインドによる核実験を契機として、NPTを補完するための輸出管理レジームとして「**原子力供給国グループ**」（**NSG**：Nuclear Supplier Groupの略）が1978年に設立された。このNSGでは、輸出国が守るべきガイドラインが示されており、パート1として原子力専用の貨物・技術の、またパート2として原子力関連の汎用の貨物・技術の移転に係わる枠組みが示されている。現在、世界で日本を含め48カ国がNSGに参加している。このNSGに対応すべく、我が国の外為法では、**輸出令の別表第1の2の項（原子力）**で規制品目が示されている。（参考：NPT非締約国であるインド、パキスタン、イスラエルはNSGに参加していない。）

1.2.2 ミサイルに関する国際的な輸出規制として、「**ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム**」（**MTCR**：Missile Technology Control Regimeの略）がある。ミサイルはもとも核弾頭を搭載して飛ばす運搬手段として規制されており、核爆弾を積むことができる**ロケットと無人飛行機**の開発、製造に使われる機械と技術の輸出規制を目的として1987年に制定された。さらに1992年には、より軽量の生物・化学兵器の運搬手段としてのミ

サイルも規制されている。現在(2017/11)の**参加国は35カ国**である。我が国の外為法では、**輸出令別表第1の4の項(ミサイル)**で規制品目が示されている。

1.2.3. 「オーストラリア グループ」(AG: Australia Group の略)は、1984年の**イラン・イラク戦争**において化学兵器が使用されたことを契機として化学兵器使用に対するおそれが増大し、1985年オーストラリアの提案により協議が開始された。1991年には化学兵器の原料となりうる化学品と化学兵器の製造に使用できる機械や技術の輸出に法規制をかけることに合意し、その後、1993年には生物兵器の輸出についても規制が広げられた。現在の参加国は42国(41国+EU)になっている。我が国は大量破壊兵器不拡散の観点から化学・生物兵器の不拡散に積極的に取り組んでおり、さらに、生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)も締結している。我が国の外為法では、**輸出令の別表第1の3の項(化学兵器)及び3の2項(生物兵器)**で規制品目が示されている。化学兵器(毒性の化学製剤)、生物兵器(毒性の細菌製剤)は、「貧者の兵器」と呼ばれるごとく、製造装置が比較的安価である。従って、これらは拡散しやすいので、原料、中間物質を含めて厳しく規制されている。

化学兵器の使用の禁止については、第1次世界大戦後に**ジュネーブ議定書が1925年に締結**された。この議定書は、**使用の禁止のみを取り決めたもの**であって、開発・生産・貯蔵については取り決めがなかった。CWC(Cheical Weapon Convention)は、化学兵器の**開発・生産・貯蔵に加えて、保持する化学兵器の廃棄を含めた条約**となっている。日本は、太平洋戦争中に中国で生産し、貯蔵していた化学製剤の廃棄を現在も行っている。

1.2.4. 「ワッセナー・アレンジメント」(WA: The Wassenaar Arrangement の略)は、正式には、「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」と云われる。WAは通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及び責任ある管理を実施し、それらの**過度の蓄積を防止**する目的で設立された輸出管理のレジームである。1996年オランダのハーグ近郊のワッセナー市で会議が開催され、33カ国のメンバーで創立されたが、その後42カ国(2017/12)に増加している。ココムが対象地域を対共産圏としたのに対して、WAは特定の対象国に絞ることなく、**全ての国家・地域及びテロリストなどの非国家主体をも対象**としている。

外務省のホームページによれば、WA の設立目的は、以下のようである。

- (1) **通常兵器及び機微な関連汎用品・技術**の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの**過度の蓄積を防止**することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与する。
- (2) グローバルなテロとの闘いの一環として、**テロリスト・グループ等**による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止する。

WA参加国はWA合意リストに基づき国内法令により輸出管理を実施することになっている。WAリストとは汎用品リストと軍需品リスト（武器）からなっており、汎用品を構成する9カテゴリーは、我が国の外為法の**輸出令別表第1の5項から15項**（14項「その他」(Munitions)及び15項「機微品目」(Very Sensitive List)も含む)に対応し、武器については、同表の1の項を主体にリストアップされている。WAでは年1回、総会が開催され、その際合意された内容に従って、日本国内の法令の見直しと規定の精緻化が実施されている。

我が国は、以上のNSG、MTCR、AG、WAの4つの国際レジームに参加しており、これらのレジームを基本として法整備が行われ、不拡散型の輸出管理体制が成立している。**表1-2**に4つの国際レジームと関連する国際条約をまとめて示す。

表1-2. 国際レジームと国際条約のまとめ

	国際レジーム		国際条約	輸出管理令別表 第1の項目	目的・契機など (成立年)
1	【武器関連】 ワッセナーアレンジメント	WA	—	1項、5～15項	通常兵器の過度の蓄積の防止、テロ対策（1996）
2	【原子力】 原子力供給国グループ	NSG	NPT	2項	インド、パキスタンの核実験が契機（1978）
3	【化学・生物兵器】 オーストラリアグループ	AG	CWC BWC	3の1項 3の2項	イラン、イラク戦争での毒ガス使用が契機（1991、1993）
4	【ミサイル】 ミサイル関連機材・技術輸出 規制レジーム	MTCR	—	4項	（1987）

WA:Wassenaar Arrangement, NSG:Nuclear Suppliers Group, AG: Australia Group, MTCR: Missile Technology Control Regime, NPT: Non-Proliferation Treaty, CWC: Chemical Weapon Convention, BWC: Biological Weapon Convention

化学兵器に関する「**ジュネーブ議定書**」（1925年）では、化学兵器の**使用の禁止**が規定されているが、「開発」、「生産」、「貯蔵」に関する取決めがなかった。CWCは、1993年に署名され、1997年に発効したが、「**開発**」、「**生産**」、「**貯蔵**」、「**移譲**」、「**使用**」の**禁止及び「廃棄**」が盛り込まれた。2017年11月の批准国は192か国である（北朝鮮、イスラエル、エジプト、スーダンが入っていない）。

1.3 防衛装備移転3原則

武器の輸出に関して、戦後我国政府が永く掲げてきた「**武器輸出3原則**」は、次の場合は**原則として、武器の輸出を認めない**ことを内容としていた。

- (1) 共産圏諸国向けの場合
- (2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
- (3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

佐藤栄作首相は「武器輸出を目的には製造しないが、輸出貿易管理令の運用上差し支えない範囲においては輸出することができる」と答弁しており、武器輸出を完全に禁止したものではなかった。現代では、航空機、戦車などの開発には多額の費用がかかるため、国際的な共同研究・開発で進められることが多くなった。そのため、武器輸出3原則は、同盟国との共同開発などの場合には、ケースバイケースで輸出許可が判断されてきた。

2014年には、新たな3原則「**防衛装備移転3原則**」が政府内で検討されてきたが、4月1日に閣議決定された。新たな3原則では、「**武器輸出を原則認める**」が

- ① 国際的な平和と安全の維持を妨げる場合は輸出しない。
- ② 輸出を認める場合を限定し厳しく審査。
- ③ 目的外使用と第3国移転は適正管理が確保される場合に限る。

が柱になっている。新三原則の内容を**表 1-3**にまとめてある。

表 1-3. 防衛装備移転三原則 (2014年4月1日 国家安全保障会議決定・閣議決定)

	原則	運用指針	* 注釈
1	【原則1】 移転を禁止する場 合を明確化し、次に掲げる場 合は移転しない。	①我が国が締結した条約その他の国際約束に基 づく義務に違反する場合、 ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場 合 ③ 紛争当事国* への移転となる場合	*武力攻撃が発生し、国際の平 和及び安全を維持し又は回復 するため、国連安保理がとって いる措置の対象国
2	【原則2】 移転を認め得る場 合を次の場合に限定し、 透 明性を確保しつつ、厳格審 査	①平和貢献・国際協力の積極的*な推進に資する 場合 ②我が国の安全保障*に資する場合 ・国際共同開発・生産 ・安全保障・防衛の強化 ・自衛隊の活動、邦人の保護に不可欠な輸出	* 積極的意義 がある場合に限 る。
3	【原則3】 目的外使用及び第 三国移転について適正管理 が確保される場合に限定	・原則として、目的外使用及び第三国移転につい て 我が国の事前同意 を相手国政府に義務つけ る。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●例外化は認めない。 ●「国家安全保障会議」で運用指針を定め、審査体制、手続、審査基準等について、明確化を図る。 ●年次報告書（経産大臣）の作成、NSC 審議案件の情報公開などを通じ、透明性の向上を確保する。 		

【原則1】では、防衛装備の輸出を**原則的には認める**が、例外的に認めない場合を定めている。紛争当事国で国連が措置をとっている対象国には輸出を認めない。

【原則2】では、移転を認める場合は、国際の平和貢献、我が国の平和の維持に**積極的な意義がある**場合に限っている。そのため、**透明性**を保ちつつ、**厳格審査**をすることとなっている。

【原則3】では、輸出した防衛装備が**第3国へ再輸出されない**ように、相手国政府の事前同意を義務つけている。

(注：**年次報告書**は、防衛大臣ではなく、経産大臣が作成する。)

1.4 貨物の輸出

1.4.1 許可の必要な貨物の輸出

「物の形をしている」貨物の輸出の許可に関しては、外為法の第47、48条に次のように定められている。

(輸出の原則)

第47条 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、**最少限度の制限の下**に、許容されるものとする。

(輸出の許可等)

第48条の1項 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める**特定の地域を仕向地**とする**特定の種類の貨物**を輸出しようとする者は、**政令**で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

もう少し分かりやすく書けば、「国際的な平和及び安全を妨げる可能性のある**規制対象の貨物**を**規制対象地域**に輸出する者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない」ということである。ここでいう「政令」は「**輸出貿易管理令**」（「輸出令」と略する）のことである。

輸出令 第1条 外為法第48条第1項に規定する政令で定める特定地域を仕向け地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第1 **中欄**に掲げる貨物の同表**下欄**に掲げる地域を仕向け地とする輸出とする。

さらに、外為法第48条の3には、輸出の制限に関して次の規定がある。

第48条の3項 経済産業大臣は前2項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向け地とする貨物を輸出しようとする者に対し、・・・中略・・・、又は第10条第1項の**閣議決定**を実施するために必要な範囲で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

規制対象の貨物及びその規制対象地域は、「**輸出令**」の**別表第1**に定められている。別表第1には1項から16項まで規制品目が並べられている。1項から15項までをリスト規制品という（16項はリスト規制品には入れない）。一般技術者にも馴染みのあるものを例として挙げると、

1項（武器）：鉄砲若しくはこれに用いる銃砲弾。核弾頭、ミサイル、戦車、潜水艦、戦闘機、軍用化学製剤、軍用細菌製剤（**通常兵器と大量破壊兵器**が入る。WAの軍需品リストに対応する品目）

- 2 項（原子力）**：ウラン・トリウム、重水素又は重水素化合物（**経済産業省令**で定める仕様のもの、以下同じ）。（NSGガイドラインに対応する品目）
- 3 項（化学兵器）**：化学兵器（毒ガスなど）の原料、先駆体。反応器であって、軍用の化学製剤の製造に用いられるもの。（AGのCWC（化学兵器禁止条約）に対応する規制品目）
- 3 の 2 項（生物兵器）**：炭疽菌、エボラウイルス属のウイルス、発酵槽。（AGのBWC（生物兵器禁止条約）に対応する規制品目）
- 4 項（ミサイル）**：燃料、複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用装置。（MTCRに対応する規制品目）
- 5 項（先端材料）**：芳香族ポリイミド、有機繊維、炭素繊維、無機繊維。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 6 項（材料加工）**：アイソスタティックプレス、数値制御を行うことが出来る工作機械又はその部分品。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 7 項（エレクトロニクス）**：集積回路、周波数分析装置、2次セル（リチウムイオン二次電池など）、（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 8 項（コンピュータ）**：電子計算機、その付属装置、これらの部分品。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 9 項（通信関連）**：伝送通信装置、通信用の光ファイバー、暗号装置。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 10 項（センサー・レーザー）**：音波を利用した水中探知装置。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 11 項（航法関連）**：加速度計又は部分品、ジャイロスコープ、水中ソナー航法装置。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 12 項（海洋関連）**：潜水艇、水中用のカメラ・ロボット。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 13 項（推進装置）**：ガスタービンエンジン、ロケット推進装置。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 14 項（その他）**：粉末状の金属燃料、火薬・爆薬の主成分・添加剤、催涙剤。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 15 項（機微品目）**：[Very Sensitive List]、電波吸収材、導電性高分子、宇宙用に設計された光検出器。（WAの汎用品リストに対応する規制品目）
- 16 項（補完品目）**：関税定率法第 25～40、54～59、63、68～93、95 類に該当する貨物。（後述の**キャッチオール規制**に対応する規制品目）

それぞれの規制貨物の**仕様**は、経済産業省の「**貨物等省令**」（正式の名称は「輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表規定に基づき貨物又は技術を定める省令」という）に定められている。輸出令別表第 1 に掲げられている規制品目の**規制対象地域**は「**全地域**」となっていることに注意しよう。（実際の法令は、縦書きで書かれているために、規制品目は「**中欄**」、規制地域は「**下欄**」に示されている。）

★ 2次電池の規制：身近な例として、**リチウムイオン2次電池**を例にとって示す。

- ・「輸出令」別表第1の7項(6)、「一次セル、二次セル又は太陽電池セル」
として規制されているが、すべての電池が規制されるのではなく、
- ・「貨物等省令」第6条五のロに「二次セルであって、20℃の温度におけるエネルギー密度が350ワット時毎キログラムを超えるもの」が規制対象になっている。
- ・「運用通達」の解釈、「二次セルとは、外部電源から充電できるように設計をされているものをいう」と定義されている。エネルギー密度の定義もあり。

1.5 役務取引（技術の提供）

1.5.1 役務取引許可

輸出管理の対象は実際のモノの輸出と**モノの形を取らない技術情報**の輸出・提供も規制の対象になる。企業が行う海外企業との技術提携、あるいは大学等が行う国際的な共同研究等で研究中の技術を外国に持ち出す場合は多くあると思われる。規制対象の技術を外国あるいは外国人に提供する場合は許可が必要になる。技術の提供を「**役務取引**」（エキムトリヒキ）というが、その基本は外為法 25 条 1 の 1 項から 6 項に定められており、その第 1 は、

（役務取引等）

第 25 条の 1 第 1 項 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして**政令**で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「**特定技術**」という。）を特定の外国（以下「**特定国**」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする**居住者**若しくは**非居住者**又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（注釈：「第 25 条の 1」と記述してあるが、正式の法律文章には「の 1」は省略されている。ここではわかり易くするためにするために「第 25 条の 1」と書いた。）

と書かれている。この法律文章は一読しただけでは、意味が取りにくいので、法律的には厳密でないがごく分かりやすく書くと、

国際的な平和と安全の妨げになる可能性のある規制技術を①外国において提供しようとする日本在住の者、又は②日本国内において規制技術を外国人に提供しようとする日本人は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

ということである。この条文に従えば、

- ・ 外国において、日本人から外国人に技術提供する場合のみでなく、日本人から日本人への技術提供も許可を要する場合がある。
- ・ 日本国内において、日本人から外国人への技術提供も許可を要する場合がある。

外為法の第 25 条においては、規制対象技術は**政令で定める特定の技術**とされているが、実際には「**外国為替令**」（外為令）**第 17 条**にその内容が次のように規定されている。

外為令第 17 条 1 項 外為法第 25 条第 1 項に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（「**特定技術**」）を特定の外国（「**特定国**」）において提供することを目的とする取引は、**別表中欄**に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引、又は同表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

許可対象となる技術（特定技術）は、**外為令別表の中欄**に記述されており、規制対象の国は**下欄**に記述してあるということである。後半の文章は、「日本国内においても、居住者から外国の非居住者に提供する場合」は、許可要になるということである。下の表 1-2-1 に纏めてあるので、よく読んで記憶しよう。（外為法 25 条の 1 と外為令 17 条の 1 を参照）

外為法第 25 条及び外為令 17 条では、日本人と外国人ではなく、「**居住者**」と「**非居住者**」という言葉が使われているので注意を要する。

★ 役務通達：

「役務通達」には、許可対象になる役務取引がどのようなものか具体的に示されている。

(1) 許可を受けなければならない取引の範囲

外為法第 25 条第 1 項で規定されている許可受けなければならない取引とは、外為令別表の中欄に掲げる技術（プログラムを含む。「特定技術」）を

- ① 外為令別表下欄に掲げる外国（「特定国」）において提供する取引、
- ② 特定国の非居住者に提供する取引

①は取引の当事者の属性（居住者又は非居住者）にかかわらず、取引の相手方が技術情報を受領する場所が「特定国」であるものをいう。②技術情報が受領される場所がいずれかにかかわらず居住者が非居住者に提供するものをいう。なお、外国において提供を受けた特定技術を本邦に持ち込むことなく特定国において提供するもの、又は特定国の非居住者に提供するものもこれらに該当する。

(2) 許可を受けなければならない特定記録媒体等輸出等の範囲

外為法 25 条 3 項一号で定める行為とは、外為法第 25 条 1 項の規定に基づき許可を受けなければならない取引に関して行われる

- ① 特定技術を内容とする特定記録媒体等の特定国への**輸出**、及び
- ② 特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする**本邦からの送信**をいう。

また、外為法 25 条 1 項の取引を現に行っている者又は特定国において取引を行おうとする者が、当該取引により提供される技術について行う①又は②の行為、及び外為法 25 条 1 項の取引により提供を受けた取引の相手側が当該技術について行う①又は②の行為がこれに該当する。ただし、既に外為法 25 条 1 項の許可申請して、許可を得ているものはこれに該当しない（これから提供を受けた取引の相手方も許可を要しない）。

解かり易く表にすると次のようになる。

表 1-2-1. 役務取引の許可を受けなければならない範囲

	受領する場所	提供者 → 受領者
①	外国*	居住者 & 非居住者 → 【誰でも】 (居住者、非居住者、外国人***)
②	【どこでも】** {国内 + (外国)}	居住者 → 非居住者
<p>* : 「特定国」を簡略のため外国と書いた。</p> <p>** : 受領する場所はどこでもよいが、①で外国の場合は定められているので、②では本邦内と考えてよい。</p> <p>*** : 居住者、非居住者は本邦内での概念なので、わざわざ外国人と書いた)</p>		

① のケースは、特定国（外国）で技術提供する場合。

② のケースは、本邦内（国内）で非居住者に提供する場合である。

1.5.2 「居住者」と「非居住者」について

居住者の定義は、**外為法第 6 条（定義）の五**に最初に出てくる。

<p>第 6 条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその付属の島をいう。</p> <p>二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。</p> <p>三 「本邦通貨」とは、……。</p> <p>四 「外国通貨」とは、……。</p> <p>五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上の代理権があるか否にかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。</p> <p>六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。</p>
--

注) 居住者も非居住者も**本邦に在住する**自然人、法人を前提としている。日本は**域外規制**をしていない。

表 1-2. 仲介貿易 貨物と技術

	仲介貿易(貨物) 外為令第 17 条の 3 (居住者が非居住者との間で行う: 外為法 25 条 4 項)	仲介貿易(技術) [外国間等技術取引] 貿易外省令第 9 条五及び六*
1 の項	貨物の外国相互間の移動を伴う貨物の 売買、貸借、贈与 【許可要】	外国で提供を受けた技術を外国へ提供する取 引であって、文章、画像、記録媒体の外国相 互間の移動、又は送信を伴うもの 【許可要】
2~16 の項 (ホワイト国除く)	・大量破壊兵器のおそれイ、ロのいづ れかに該当する場合 【許可要】	・大量破壊兵器に用いられるおそれイ、ロの いづれかに該当する場合 【許可要】

注) 貿易外省令第 9 条は、「許可を要しない役務取引等」を示す条項である。2 項の五は、外国間技術取引に関するが、条文の前半では外国間等技術取引が許可を要しない記述であるが、後半「ただし、当該技術を内容とする情報が記載され・・・移動、又は外国において受信される・・・情報の送信を伴う取引であって、居住者が行うものを除く。」となっている。許可を要しない取引から除かれたものだから、許可を要することになる(否定の否定)。2 項の六 (2 項~16 項技術) についても、同様の記述形式になっているので注意して読むこと。

2.1 許可なく輸出できる少額貨物について

規制貨物であっても、「輸出許可取得を必要としない場合」の特例として<少額貨物の特例>について述べる。この特例は輸出令第4条第1項の四に規定されている。また、第4条の例外規定から、別表第1の1項（武器）が除かれていることに注意しておこう。

輸出令 第4条 四

別表1の5から13まで又は15の中欄に掲げる貨物であって、総価額が100万円（別表第3の3に掲げる貨物にあつては5万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第4に掲げる地域以外を仕向地として輸出しようとするとき（は許可を要しない）。（大量破壊兵器、通常兵器の**キャッチオール規制**あり）

キャッチオール規制は、大量破壊兵器がイ及びロ、通常兵器がハ、二のことをいう。

- イ その貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合
- ロ イのおそれありとして、経産大臣から通知があるとき
- ハ その貨物が1項の兵器（核兵器等を除く）の開発、製造、使用されるおそれがある場合。
- 二 ハのおそれありとして、経産大臣から通知があるとき

- ① **別表4の国**（イラン、イラク、北朝鮮）向けには、少額特例はない。
- ② **別表3の2国**については、イ、ロ、ハ、二の規制がある。
- ③ **非ホワイト国**については、イ、ロ、二の規制がある。
- ④ 1, 2, 3, 4, 14, 16 項については、ホワイト国を含め、いずれの国にも少額特例は存在しない。

別表第3の3の規定は以下のようなものである。

別表第1の5項（14）、（18）、7項（15）、8項の中欄、9項（1）、（6）、10項（1）・・・（11）、12項（1）、（2）、（5）、（6）、若しくは13項（5）に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が**告示で定めるもの**又は同表15項の中欄に掲げる貨物

少額特例5万円が適用される貨物は、告示貨物と15項の貨物である。**総価額は、項番の（ ）毎に算定**する。貨物の（ ）の番号が違えば、合計が規定金額を越えてもかまわない。

この特例が適用できるか否かを判断するためには、輸出貨物の該当項番の詳細な特定（告示貨物か否かの判定）及び仕向け国や輸出貨物の総価額等の特定が必須となる。また、非ホワイト国向け輸出の場合は**核兵器等***¹の**開発等***²のために用いられる恐れがないこと、更に**別表第3の2地域**向け輸出の場合は、通常兵器等の開発、製造、使用の恐れがないことも合わせて判断することを求められている。少額特例適用の判断マトリックスを**表2-1**に示す。

表 2-1. 少額特例の適用の区分け

輸出令別表第 1 の項番	ホワイト国 (別表第 3)	非ホワイト 国	アフガニスタン、中央 アフリカ、コンゴ、エ リトリア、レバノン、 リビア、ソマリア、ス ーダン (別表 3 の 2)	イラン、イラ ク、北朝鮮 (別表第 4)
1 の項 (武器関連)	全て適用不可			全て適用不 可
2～4 の項 (大量破壊兵器関連)				
14 の項				
5～13 の項 (告示貨物※ を除く)	100 万円 以下	客観要件、インフォーム要件の 確認を要する。		
15 の項 及び 告示貨物※	5 万円 以下	客観要件、インフォーム要件の 確認を要する。		
16 の項 (補完品目)	全て適用不可			

※告示貨物：別表第 3 の 3 に掲げる貨物

- * 1 核兵器等： ・核兵器・軍用の化学製剤・軍用の細菌製剤
 ・軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置
 ・300 km 以上運搬することができるロケット
 ・300 km 以上運搬することができる無人航空機 (部品も含む)
- * 2 開発等：開発、製造、使用又は貯蔵

表 2-1 は、記憶するには少しく複雑なので、表 2-2 に覚えやすい早見表を掲げておく。

表 2-2. 少額特例の早見表

	輸出令別表第 1 の項番	右以外の国	イラン、イラク、北朝鮮
①	5～13 の項	100 万円	X
②	15 の項、及び 告示貨物	5 万円	X
③	1、2、3、4、14、16 項	X	X

注) 少額特例には、キャッチオール規制あり (客観要件、用途要件の確認)

客観要件、インフォーム要件に該当の場合は、少額特例の適用はできない。また、役務取引についても少額特例の適用はできない。

あとがき

安全保障輸出管理に関する官民の意識が高まっている中、日本技術士会の活用促進委員会は**日本技術士会 登録グループ CP&RM センター**に委託して、テキスト「**安全保障輸出管理**」**一技術士のための安全保障輸出管理の基礎及び実務知識の養成**」を2012/3に完成させた。技術士のためと銘打ってあるが、広く安全保障輸出管理を勉強する人のために作成したつもりである。この分野の法令改正は、1年に数回行われるので（特に2012年度は「包括許可」関連で大きな改正があった）、テキストの改定を行った。2013/6には活用促進委員会のG-3（リスクマネジメントグループ）が解散するに及んで、今後**本テキストはCP&RMセンターが責任を持って、刷新・増補・改定に当たることになった。**

☆ 2013年の改定では、輸出者等遵守事項、罰則、許可例外（無償告示など）を大幅に増補した。CISTECのSTC Associate及びExpert資格認定試験の受験の参考になるように、「小額特例」、「包括要領の許可条件」、「罰則」などに**記憶しやすい簡明な表**を追加した。

☆ 2014年度の改定では、「役務取引」、「防衛装備移転3原則（武器輸出3原則）」、「USA EAR」の項を充実させた。

☆ 2015年度の改訂では、「役務取引」を充実させた。

☆ 2016年度の改訂では、「包括許可」、「税関の役割」、「外為令別表の読み方」を増補した。

☆ 2017年度の改定では、「罰則・行政制裁」の改定に対応した。また、「USA EAR」、通達関連を充実させた。

演習問題集（別冊）は、30問×4の合計120問載せてあるが、全問が法改正にほぼ正確に対応できている（現在、改訂2版）。問題を解きながら、法令の実際の意味が分かるように、演習問題もさらに増補して行きたい。

本テキスト及び演習問題集がセミナー受講生のみならず、一般の人が利用できるようにCP&RMセンターのホームページより購入できる。

2018年4月1日

CP&RMセンター副センター長、執筆及び編集責任者

松田臣平